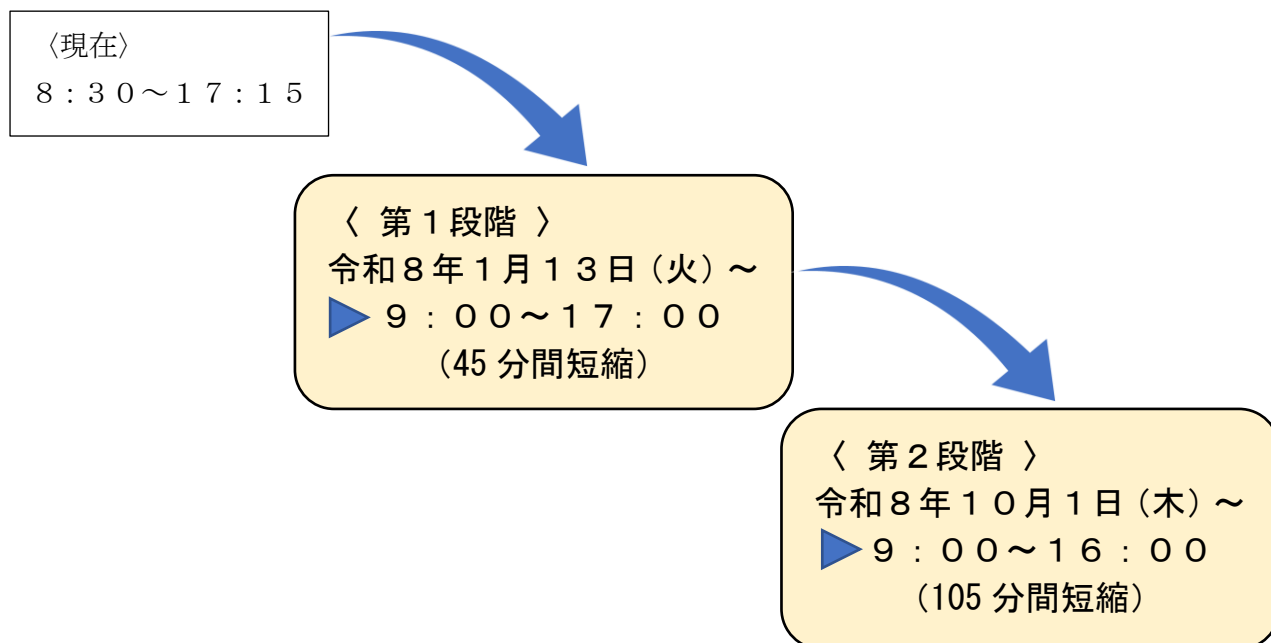


# 尾張旭市役所の開庁時間の変更について

## 1 概要

市役所の開庁時間（窓口サービスを行う時間）について、以下のとおり **2段階で変更**します。  
なお、市職員の勤務時間は、変更ありません。（原則 8：30～17：15）



## 2 対象

市役所本庁舎及び保健福祉センター  
※公民館、図書館、総合体育館等は除く。

## 3 目的

- (1) **政策立案・情報共有等の時間の確保（業務改善）**  
政策立案・情報共有等の時間を確保し、生産性の向上を図ることで、より質の高い行政サービスの提供につなげます。
- (2) **職場環境の改善（働き方改革）**  
時間外勤務を前提とした職場環境を見直すことにより、働きやすい環境を構築し、優秀な人材の確保とその定着（職員のモチベーション向上）を図ります。

## 4 背景

- (1) 窓口対応に伴う準備や片付け、手続処理等のため、恒常的な時間外勤務が発生しています。
- (2) 日中（9時～16時）の来庁者が多く、朝・夕の来庁者は限定的です。  
（第2段階の105分間短縮時の影響は、来庁者の約13.6%）
- (3) 来庁不要なサービスとして、ぴったりサービス（国運営）等のオンラインで可能な届出・申請や、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付等の来庁不要な手続を実施しています。  
※今後も各種オンライン申請等を追加し、DXを推進します。  
※令和8年10月の第2段階の実施に向け、さらなるサービスの拡充を検討します。

## 5 周知方法

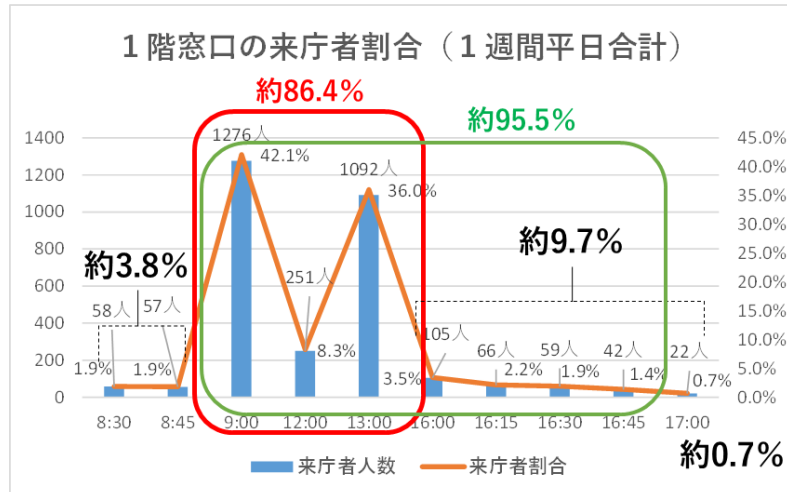
今後、詳しい運用方法について、市広報、市ホームページ、市公式LINE、ポスター掲示等で周知を図ります。

< 参考 >

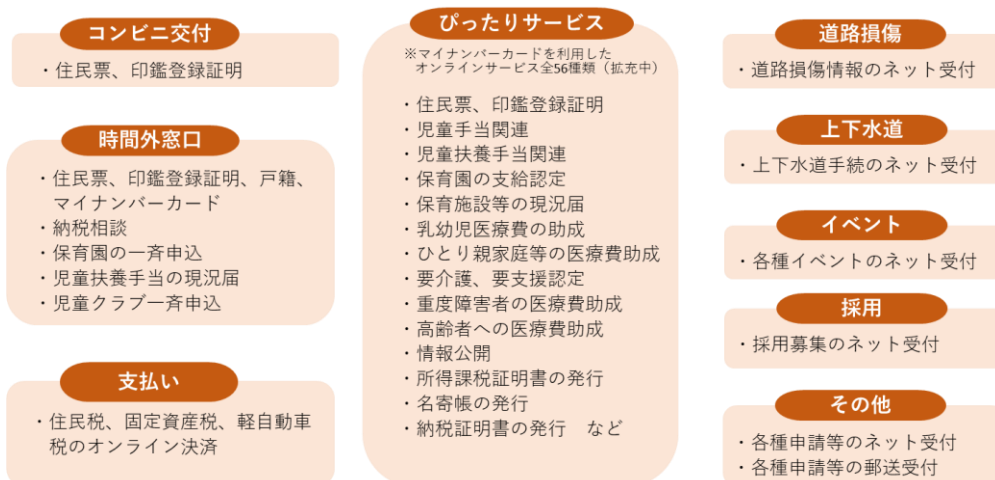
1 来庁者の状況

日中（9時～16時）の来庁者が多く、朝・夕の来庁者は限定的

- ・第1段階：9時～17時（45分間短縮）の朝・夕の来庁者 ⇒ 約4.5%
- ・第2段階：9時～16時（105分間短縮）の朝・夕の来庁者 ⇒ 約13.6%

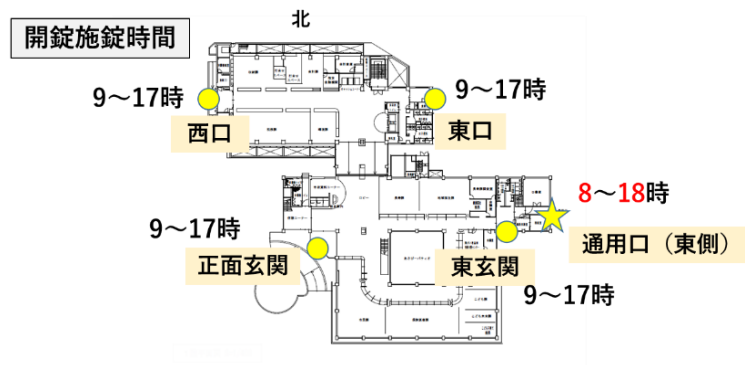


2 来庁不要なサービス等の現状



3 開錠施錠時間・電話受付体制（第1段階）

- ・庁舎出入口の開錠施錠は、窓口サービスを行う時間に合わせて行いますが、関係者通用口（東側）を設けます。



- ・電話についても、原則として窓口サービス時間に合わせた運用としますが、緊急案件等の場合には、開庁時間外も臨機応変に受付します。（従来と同じ）

第2段階（令和8年10月1日～）については、第1段階での状況を踏まえて検討します。